

インテリジェンス・コラム 第58回

ニューシツ

～ 欧州投信事情：絶対リターン志向の Newcits ファンドについて～

欧州の投信市場では、「譲渡可能証券への集合投資事業(略称UCITS)に関する欧州委員会指令」の基準を満たすファンドのことを「UCITSファンド」と呼ぶ。その特徴として、EU圏の国で認可、設定されると、EU圏内のどの国でも自由に販売できる。欧州投信協会の統計(2009)によると、UCITSファンドとNon-UCITSファンドの純資産総額は、それぞれ5.3兆ユーロ、1.7兆ユーロであり、UCITSファンドのマーケットシェアは75%以上のものである。

図表1に示したように、UCITSに関する指令の変遷とともに、UCITSファンドの投資資産範囲の拡大、運用スタイルの柔軟性、販売チャンネルの多様化が進んでいる。2008年に改正され、2010年7月から適用された最新の指令「UCITS IV」は、UCITSファンドをEU圏内だけでなく、アジア、中東、中南米などEU圏外まで広げようとしている。弊社の調査では、2010年12月末時点で日本向けにも販売されているUCITSファンドは172本存在している。

日本のオープン投信と同様に、UCITSファンドもリテール向けの商品設計であるが、近年、オルタナティブUCITSとして知られる、絶対リターンを志向する「Newcits」と呼ばれるファンドが欧州で注目を集めている。これは、ヘッジファンドの手法を駆使するUCITSファンドである。

ヘッジファンドの場合、伝統的投資のファンドに比べて、情報開示の不透明さや流動性リスク等が懸念されるが、Newcitsファンドは従来のヘッジファンドより、厳格な透明性の確保、そして流動性規制が課されている為、投資家に対して安心感を与えることができるという。

米国調査会社Strategic Insight 社が発表したNewcitsファンドのデータによると、2010年初年から同年10月末まで資金流入額が最も多かったファンドは、イギリス籍の「Standard Life Inv Glo Abs Ret Strategies Ret Acc」である。これは、グローバル・マクロというヘッジファンド戦略を用いた複合タイプのファンドであり、10か月間で53億ドルの資金流入があった。これは、国内のオープン投信にあるヘッジファンド型の総資産額(1,281億円)より遥かに大きい(弊社のNFI分類による)。

Newcitsファンドを対象に、2010年中に設定され、年初から10か月間における売れ筋TOP5を図表2に纏めた。勿論、NewcitsファンドはUCITS指令に準拠しているが、ファンドの分類についての認識は、ファンド業界内でまだ統一されていない。例えば、3位の「GLG Alpha Select UCITS III E」については、リップパーグローバル分類は「株式型」であるが、モーニングスター社では「ロングショート」に分類されている。今後、Newcitsファンドが広まっていくには、ファンド業界での分類基準の統一等が必要となってくるだろう。

図表2 2010年に新規設定されたNewcitsファンドの売れ筋(TOP5)(期間: 2010/1～2010/10)

No	ファンド名	運用会社・	設定国	設定年月	通貨	投資地域	投資対象	純資産残高(2010/10)	リップパーグローバル分類	モーニングスター(ALL)分類
1	Pictet-Convertible Bonds-P EUR	Pictet	ルクセンブルク	2010/01	ユーロ	グローバル	CB	12億ドル	債券型(転換社債)	転換社債
2	Assenagon Global Opportunities (I) EUR	Assenagon Group	ルクセンブルク	2010/07	ユーロ	グローバル	株式、債券、通貨、コモディティ	4億ドル	ミックスアセット	—
3	GLG Alpha Select UCITS III E	GLG Partners Lp	アイルランド	2010/02	英ポンド	英国	株式	3億ドル	株式型	ロングショート
4	GAM Star Emerging Market Rates USD Acc	GAM (Julius Baer Holding)	アイルランド	2010/04	米ドル	新興国	債券	3億ドル	絶対収益追求型	その他
5	PTR-Corto Europe-P	Pictet	ルクセンブルク	2010/04	ユーロ	ヨーロッパ	株式	3億ドル	オルタナティブ	ロングショート

インテリジェンス・コラムについての、ご意見、ご質問は fund@nrc.nikko.co.jp までお気軽にご連絡下さい。

(出所) Strategic InsightデータよりNFI作成

図表1 UCITSに関する指令の変遷および主な内容

変遷	改正時期	主な内容
UCITS I	1985年	EU圏共通の投資信託基準の設定。EU圏全域で販売が可能に。
UCITS II	2001年	リスク管理の強化、リスク軽減の目的で使用される派生商品への投資上限の制定など。
UCITS III	2002年	投資資産の範囲の拡大。主に金融短期商品や金融デリバティブへの投資が可能に。
UCITS IV	2008年	UCITS投信同士の合併制度の設定、事務手続きの簡素化、マスター・フィーダー制度の改善など。

(出所) 欧州投信協会資料よりNFI作成